

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1152

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 8 日	支出額	5,610 円
項目	事務所費	充当額	5,049 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	廃棄物処理代＋振込手数料 4 月分		
備考			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。 ※ATM利用

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
49107	07-05-08	09:28
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥5,500	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認 証
円 円 円		円

お振込明細またはご案内

電信

おサイタマリツナ

受ツキ

普通 0619492

オオムラヨウツ（カ様

登録番号 0002

ススキマサト セイムカット ユツムヨ様

ご依頼人

電話番号

取扱番号 080001

印紙税申告納
付につき洲和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

請求書



請求先 (発行先コード:) 〒353-0002 埼玉県志木市 中宗岡1-1-2 TEL : 048-476-7525 鈴木正人事務所 御中	請求元 〒353-0003 埼玉県志木市下宗岡 2-18-20 TEL : 048-472-0328 大村商事株式会社 登録番号 : T1030001045239	請求書発行日 2025年5月3日(土) 請求書番号 000043399 締日 2025年4月30日(水) 支払期限 2025年5月31日(土)
--	---	--

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

請求金額	5,500 円
件名: 廃棄物処理代	

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

前回請求金額	入金額	調整金額	繰越金額	今回請求金額 (税抜)	今回消費税額	今回請求金額 (税込)
				5,000	500	5,500
10%対象 (税抜)	5,000	消費税額	500	請求金額 (税込)		5,500
支払方法	銀行振込					
振込先	(0133)武蔵野銀行 (022)志木 当座預金 2000597 材込53099' (d)					
	(0017)埼玉りそな銀行 (388)志木支店 普通預金 0619492 材込53099' (d)					
備考						

請求元：大村商事株式会社

出力日：2025/05/07 09:52

明細日付	明細項目	単価	数量	単位	金額	消費税額	請求金額
明細番号		部門				備考	
メモ1				メモ2			
会計伝票日付	借方負担部門	借方科目	借方補助科目	貸方負担部門	貸方科目	貸方補助科目	
摘要							
2025/04/30	廃棄物処理代4月分	4,000	1	式	4,000 (消費税 10%)		
		[REDACTED] 鈴木正人事務所					
			—				—
2025/04/30	段ボールA収集運搬費	1,000	1	式	1,000 (消費税 10%)		
		[REDACTED] 鈴木正人事務所					
			—				—

※商品コードは16桁まで表示されます。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1179

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 9 日	支出額	5,940 円
項目	事務所費	充当額	5,346 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	廃棄物処理代（可燃物・不燃物・プラ類・資源類等 2025 年 5 月 4 月分）		
備考			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 *****
取扱店 38052	お取引日 07-05-09	時刻 13:44
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥5,500	手数料 ¥440
お取引後の残高(円) *****		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		硬貨 円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人

埼玉縣信用金庫
鴻巣支店
普通 0507032
1) ササツマツヨウテソ様

ご依頼人

カネコウタセイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 300102

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

請求書

2025 年 5 月 1 日

登録番号

T-1030002082644

金子ゆう太 県政事務所

様

製鉄原料
有限会社 笹島商店埼玉県鴻巣市雷電1丁目3番35号
電話 048(541)0637・048(541)25177
電話 0493(54)5917
FAX 048(541)8870

下記のとおり 申し上げます

税込合計金額				¥5,500		税率 10 %		消費税額 500	
月 日	品 名		数 量	単 価	金 額 (税 抜 ・ 税 込)				摘 要
4/	廃棄物処理代		1	5,000.00			500	00	
	2								
	3								
	4								
	5								
	6								
	7								
	8								
	9								
	10								
【お振込先】									
埼玉県信用金庫 鴻巣支店									
(警) 0507032 (有) 笹島商店									
合 計							500	00	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1232

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 12 日	支出額	45,440 円
項目	事務所費	充当額	40,896 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃料 5 月分		
備考	45000 + 440 = 45440		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



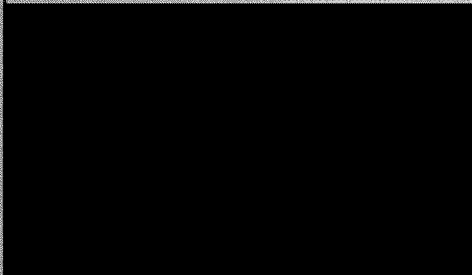
埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED]
取扱店 37703	お取引日 07-05-12	時刻 14:25
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥45,000	手数料 ¥440
お取引後の残高(円) [REDACTED]		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		C 認証 (硬貨) 円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人



登録番号 0001

オハナキヒトセイムカットウツムツヨ様

ご依頼人

電話番号 [REDACTED]

取扱番号 300080

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

貸家賃貸借契約書
貸賃人 尾花球仁 氏事務所 尾花球仁 氏事務所 尾花球仁 氏事務所
との間に、次のとおり貸家賃貸借契約を締結します。

- 第1条 (貸借物の表示) 貸賃人はその所有する次に表示の貸賃を賃借人に貸賃し、賃借人はこれを賃借することを
合意します。
貸賃の所在(場所) 上庄市本町1-1-5
鉄骨 造 陸屋根 番 3 号 2 階
室 室 平方メートル() 号室)
第2条 (賃借期間) 賃借物の期間に 年 月 日から 年 月 日までの 年 間とします。ただし、賃賃人・賃借人は、協議
のうえで本契約を更新することができるとします。
第3条 (賃 料) 賃賃は1か月金 45,000 円とし、賃賃人は毎月 25 日までに 前 月分を
賃賃人の住所に賃賃もしくは送金して支払うものとします。ただし、その賃賃が経済事情の悪化、公租公課の
増額、近隣の賃貸との比較等により不相当となったときは、賃賃人は、契約期間中であっても、賃賃の増額の
請求をすることができるものとします。また、本件賃賃の一部が、火災その他の災害で滅失したとき(ただし、
いずれも残存部分のみで本契約の目的を達成できる場合に限り)は、賃賃人は、契約期間中であって
も、賃賃人と協議に基づき、当該滅失部分に相当する賃賃を減額することができるものとします。
第4条 (敷 金) 賃賃人は敷金として金 45,000 円を賃賃人から申し受けるものとします。敷
金は賃賃借物その他の本契約に基づいて生ずる賃賃人の賃賃人に対する債務を担保する目的で預けられるもの
であり、利息を付さないものとします。賃賃人の賃賃への充當の範囲、方法およびその返還については本契約
に定めるところによるものとします。
第5条 (使用目的) 賃賃人は、賃賃を、賃賃の目的で使用するし、他の用途に使用してはなりません。
第6条 (転賃等の禁止) 賃賃人は、賃賃借物を譲渡し、もしくは本件賃賃を転賃し(転賃、共同使用等事実上賃賃借
の譲渡、転賃と同様の結果となるすべての場合を含みます)、または賃賃人の承諾なしに改修、改築、模様替え等
をしてはなりません。また、賃賃人は、本件賃賃の使用に必要であっても修繕を行う場合は賃賃人の承諾を得な
ければなりません。ただし、賃賃人が修繕が必要である旨通知し、もしくは賃賃人がその旨知ったにもかかわらず、
賃賃人が相当期間内に必要修繕をしないとき、急迫の事情があるとき、または修繕の場合はこの限
りではありません。
第7条 (当然終了) 本件賃賃が、火災その他の災害で滅失または滅失したときは、本契約は当然に終了します。
第8条 (契約解除) 次の場合の一つに該当したときは、賃賃人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することが
できるとします。
一、賃賃人の使用に供している本件賃賃の一部が火災その他の災害で滅失し、これにより本契約
の目的を達成することができないとき。
二、賃賃人の承諾なく、本件賃賃の改造、造作、模様替え等の原状の変更をおこなったとき。
三、賃賃人の承諾なく、賃賃人が賃賃借物を譲渡し、または本件賃賃を転賃するとき。
四、賃賃人が自身あるいは契約締結時に賃賃人に申告した家族以外の者に賃賃人の承諾なく本件賃賃
を占有させたとき。
五、長期不在により賃賃借物の使用を継続する意思がないと認められるとき。
六、賃賃人につき仮差押、仮処分または強制執行を受けたとき。
七、賃賃人に対し破産、破産、特別清算、更生または会社更生の申立てがあったとき、あるいは賃賃人が
自らこれら手続の申立てをしたとき。
八、賃賃人が事業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。
九、賃賃人独自の手段小切手不渡処分を受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
十、賃賃人の財産または信用状態が悪化し、本契約に基づく賃賃の履行が困難になる恐れがあると認めら
れる相当の事由があるとき。
十一、立社会勢力との関係において、(i)賃賃人または賃賃人の役員等が反社会的勢力と認められるとき、(ii)
反社会的勢力が賃賃人の経営に実質的に関係していると認められるとき、(iii)賃賃人が反社会的勢力を利用
したと認められるとき、(iv)賃賃人が反社会的勢力に対して資金等を提供もしくは便宜を供与するな

- との関与が認められるとき、(v)賃賃人自らまたは第三者を利用して不当な要求行為、脅迫行為もしくは
暴力行為またはこれに準ずる行為をおこなったとき。なお、本号における反社会的勢力とは、暴力団、
暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会
屋、政治活動・宗教活動・社会運動等標榜者または特殊技能暴力集団、その他これに関連または準ず
る者をいいます。
2 賃賃人が、(i)賃賃の支払いを怠ったとき、(ii)賃賃の支払いを後援にわたって遅延したとき、(iii)本契約に定
める使用目的以外の用途に使用したとき、(iv)その他本契約に違反したときにおいて、賃賃人はこれを是正する
よう催告をし、催告期間を経過した後にこれが正されないときは、本契約を解除することができるものと
します。ただし、(i)および(ii)について、前項に定める事項にも該当する場合は同項の定めを優先して適用し、こ
れに拠るものとします。
第9条 (使用上の注意) 賃賃人は、賃賃内において、危険、火災、その他近隣の迷惑となるべき行為をしてはなりま
せん。
第10条 (損害賠償等) 賃賃人(その家族を含みます)の責に帰すべき事由により本件賃賃を汚損、破損したときは、
賃賃人はすみやかにこれを原状に回復し、または損害の賠償をするものとします。
第11条 (ガス等の使用料) 電気、水道、ガス等の使用料は、賃賃人の負担とし、その実費を賃賃人の定めた方法で文
字交付するものとします。
第12条 (賃賃人の解約申入れ) 賃賃人は賃賃人に対して1か月の予告をもって本契約の解約を申し入れることがで
きます。ただし、賃賃人は予告に代え1か月分の賃賃相当額を賃賃人に支払って即時に解約することができます。
第13条 (延滞賃賃等への充当等) 敷金にに抵当をつけないものと、賃賃人が賃賃の支払いを怠ったとき、または第
10条の損害賠償金額を支払わなかったときは、賃賃人は本契約終了前であってもその敷金をもってその債務に
充当することができるものとします。この場合、賃賃人は賃賃人に対し当該充当部分に相当する金額を敷金と
して交付しなければなりません。
第14条 (敷金の返還) 賃賃人は、賃賃借契約が終了し、賃賃人から賃賃の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に
敷金を賃賃人に返還しますが、延滞賃賃もしくは第10条の損害賠償金額があるとき、または第16条に定める
賃賃人の義務が履行されないときはこれを差し引き、またはその費用を留保したうえでその残額を返還する
ものとします。
第15条 (修繕料等の不請求) 賃賃人は、本件賃賃の明渡しに際し、賃賃人に対し、修繕料、立退き料その他これらに
類する金銭上の請求をしないものとします。
第16条 (明渡しの際の原状回復義務等) 賃賃人は、本件賃賃の返還に際し、自己の所有または保管する物件を全部
取去し、本契約中に賃賃人が造作・加工・設置したものがあれば賃賃人が取去を求めない旨表明した場合を除
いてすべてこれを取去し、本件賃賃を原状に復したうえで(ただし、通常の使用および収益によって生じた本
件賃賃の損耗ならびに本件賃賃の経年劣化は当然回復の対象ではないものとします)、賃賃人の立会を求め、
本件賃賃の引渡しをするものとします。
第17条 (連帯保証) 連帯保証人は、賃賃の支払い等本契約に基づく賃賃人に対する賃賃人の一切の債務について保証
し、本契約に定める賃賃 年分を上限として、賃賃人と連帯して債主の責を負うものとします。
第18条 (合意事項) 本契約に関する紛争については、賃賃人の居住地の裁判所を第1審の管轄裁判所とすることに各
当事者は合意しました。
第19条 (特約事項)

上記のとおり契約が成立しましたので本契約書 通を作成し、
各目書き捺印のうえ、各1通を所持します。 令和5年7月6日

賃賃人 現住所 氏名
賃賃人 現住所 氏名
連帯保証人 現住所 氏名

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1233

(1/3)

日付	令和 7 年 5 月 12 日	支出額	11,000 円
項目	事務所費	充当額	9,900 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場更新料		
備考			

取引内容確認・取消

取引内容	振込
処理状況	処理済
受付日時	2025.05.12 09:16
受付番号	25051200004
出金口座	普通
振込依頼人名	カトキミ
振込先口座	埼玉りそな銀行 川口支店 普通 4646943
受取人名	カトキミ
振込金額	11,000 円
振込手数料	0 円
引落合計金額	11,000 円
振込指定日	2025年05月12日

戻る

政務活動費 領収書等貼付用紙

契約更新についてのお知らせ

5/12 振込

拝啓 平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。
さて、現在賃借中の下記の物件についてですが、以下の期日をもって契約期間が満了致します。引き続き契約を継続される場合は下記の条件となりますのでお知らせ致します。
更新書のご案内、遅くなってしまう大変申し訳ございません。

2025年5月8日

記

【物件名】 川口1丁目パーキング ■ 【期間満了日】 2025年4月30日

1.新条件について	2025年5月1日	～	2026年4月30日	迄(1年間)
①新賃料・・・	¥20,000			
②消費税(10%)・・・	¥2,000	合計		<u>¥22,000</u>

2.契約更新時必要金について（銀行振込）【注】ご来店頂く場合も銀行振込となります。

①更新事務手数料・・・ ¥10,000（税別）
+
¥1,000（消費税10%）

合 計・・・ ¥11,000

（振込先） ↓
埼玉りそな銀行 川口支店（普通）4646943 株式会社 トータルホーム

※振込手数料につきましては借主様のご負担にてお願い致します。
※領収証の発行に関しましては金融機関発行の振込証明書を領収証にかえさせていただきます。
※上記新条件に駐輪場使用料は含まれておりません。駐輪場使用料につきましては各自で上記価格に
加算してお支払い下さい。

【注】月々のお家賃お振込口座とは異なりますので十分にご注意下さい。

3.手続期限

・更新時必要金： 2025年5月25日 までに振込
・返送書類： 2025年5月25日 まで着／更新書（再契約書）1部

4.手続方法：書類郵送（返送用封筒同封しております）

5.その他注意事項

【注】変更が生じる場合は事前にご連絡下さい。保証人の変更等内容により事前の承諾が必要となります。
【注】連絡なく期日を過ぎると契約更新が出来なくなる場合があります。
【注】契約書と当通知書の契約期間が異なる場合は契約書記載の契約期間を本契約期間とします。
【注】上記期間内に手続きが取れない場合、現行保険料での継続が困難となる場合があります。
【注】退去をご希望される場合は、契約期間に係らず解約予告期間を厳守の上お知らせ下さい。

以上

賃借人 永瀬 秀樹 様
埼玉県川口市金山町17-12 千葉ビル1階
株式会社トータルホーム 川口店
TEL/048-225-2456 登録番号/T3030001076406

契約更新についてのお知らせ

5/12 振込

拝啓 平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。
さて、現在賃借中の下記の物件についてですが、以下の期日をもちまして契約期間が満了致します。引き続き契約を継続される場合は下記の条件となりますのでお知らせ致します。
更新書のご案内、遅くなってしまう大変申し訳ございません。
2025年5月8日

【物件名】 川口1丁目パーキング 記 【期間満了日】 2025年4月30日

1.新条件について 2025年5月1日 ~ 2026年4月30日 迄(1年間)
①新賃料・・・ ¥20,000
②消費税(10%)・・・ ¥2,000 合計 ¥22,000

2.契約更新時必要金について(銀行振込) 【注】ご来店頂く場合も銀行振込となります。

①更新事務手数料・・・ ¥10,000 (税別)
+
¥1,000 (消費税10%)

合 計・・・ ¥11,000

(振込先)

↓
埼玉りそな銀行 川口支店 (普通) 4646943 株式会社 トータルホーム

※振込手数料につきましては借主様のご負担にてお願い致します。

※領収証の発行に関しましては金融機関発行の振込証明書を受領証にかえさせていただきます。

※上記新条件に駐輪場使用料は含まれておりません。駐輪場使用料につきましては各自で上記価格に
加算してお支払い下さい。

【注】月々のお家賃お振込口座とは異なりますので十分にご注意下さい。

3.手続期限

・更新時必要金： 2025年5月25日 までに振込
・返送書類： 2025年5月25日 まで着／更新書(再契約書)1部

4.手続方法：書類郵送(返送用封筒同封しております)

5.その他注意事項

【注】変更が生じる場合は事前にご連絡下さい。保証人の変更等内容により事前の承諾が必要となります。

【注】連絡なく期日を過ぎると契約更新が出来なくなる場合があります。

【注】契約書と当通知書の契約期間が異なる場合は契約書記載の契約期間を本契約期間とします。

【注】上記期間内に手続きが取れない場合、現行保険料での継続が困難となる場合があります。

【注】退去をご希望される場合は、契約期間に係らず解約予告期間を厳守の上お知らせ下さい。

賃借人 永瀬 秀樹 様

以上
埼玉県川口市金山町17-12 千葉ビル1階
株式会社トータルホーム 川口店
TEL/048-225-2456 登録番号/T3030001076406

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1270

(1/3)

日付	令和 7 年 5 月 13 日	支出額	7,700 円
項目	事務所費	充当額	6,930 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	更新時の精算金として		
備考	事務所駐車場契約更新手数料として		

政務活動費 領収書等貼付用紙

1270

(2/3)

領 収 証

榮 寛美 様
グリーンパーキング

金 額7,700 円
更新時の精算金として

収 印
入 紙

内 訳

摘 要	総 額	うち消費税
更新手数料	¥7,700	¥700

上記金額正に領収いたしました。
令和 7 年 5 月 13 日

株式会社サンワウズ
〒344-0021 埼玉県春日部市大場1057番地
TEL:048-739-1235 FAX:048-739-1236

扱 者 印

政務活動費 領収書等貼付用紙

1270

(3/3)

〒
[Redacted]

令和7年05月03日

榮 寛美 様

株式会社サンハウジング
〒344-0021 埼玉県春日部市大場1057番地1
TEL:048-739-1235 FAX:048-739-1236

更新案内書

物件名： グリーンパーキング [Redacted] No. [Redacted]
上記物件の賃貸借契約は、来る 令和7年06月01日 を以って期間満了となりますのでご通知いたします。就きましては、引き続きお借り上げ頂くご意向でしたら、お手数ですが、事前にお電話で、更新手続きのご予約をしてから弊社へご来社頂きたくお願い申し上げます。
尚、当初の賃貸借契約書は従来通り、解約なさるまで大切に保管下さい。

記

	現行総額	現行本体	(消費税)	更新後総額	更新後本体	(消費税)
敷 金						
賃 料	¥7,700	¥7,000	(¥700)	¥7,700	¥7,000	(¥700)
管 理 費			()			()
共 益 費			()			()
付属施設料			()			()
雑 費			()			()

精算金額： 7,700円

	総額	本体	(消費税)	摘要
契約更新料			()	
敷金の積増額				
賃料精算金額			()	
管理費精算金額			()	
共益費精算金額			()	
付属施設料精算金額			()	
雑費精算金額			()	
契約更新手数料	¥7,700	¥7,000	(¥700)	
			()	
			()	
合計金額	¥7,700	¥7,000	(¥700)	

<契約時に必要な書類等>
・ 契約金
・ 印鑑（シャチハタ不可）
・ 運転免許証写し 1枚 ※変更が無ければ必要ありません。
・ 車検証写し 1枚 ※変更が無ければ必要はありません。
※原本をお持ちいただければコピーいたします。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1271

(1/3)

日付	令和 7 年 5 月 13 日	支出額	33,000 円
項目	事務所費	充当額	29,700 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	更新時の精算金として		
備考	事務所契約更新手数料として		

政務活動費 領収書等貼付用紙

1271

(2/3)

領 収 証		
榮 寛美 様		
大島ハイツ 101号室		
金 額		33,000 円
更新時の精算金として		
内 訳		
摘 要	総 額	うち消費税
更新手数料	¥33,000	¥3,000
上記金額正に領収いたしました。		
令和 7 年 5 月 13 日		
株式会社サンパワーズ		扱 者 印
〒344-0021 埼玉県春日部市大場1057番地1		
TEL:048-739-1235 FAX:048-739-1236		

政務活動費 領収書等貼付用紙

1271

(3/3)

〒344-0064
埼玉県春日部市南四丁目26-4
大島ハイツ 101号室
榮 寛美 様

令和7年05月03日

株式会社サンハウジング
〒344-0021 埼玉県春日部市大場1057番地1
TEL:048-739-1235 FAX:048-739-1236

更新案内書

物件名：大島ハイツ 101号室 No. XXXXXXXXXX
上記物件の賃貸借契約は、来る 令和7年06月01日 を以って期間満了となりますのでご通知いたします。就きましては、引き続きお借り上げ頂くご意向でしたら、お手数ですが、事前にお電話で、更新手続きのご予約をしてからご来社頂きたくお願い申し上げます。
尚、当初の賃貸借契約書は従来通り、解約なさるまで大切にご保存下さい。

記

	現行総額	現行本体	(消費税)	更新後総額	更新後本体	(消費税)
敷 金	¥60,000	¥60,000		¥60,000	¥60,000	
賃 料	¥66,000	¥60,000	(¥6,000)	¥66,000	¥60,000	(¥6,000)
管 理 費			()			()
共 益 費	¥2,200	¥2,000	(¥200)	¥2,200	¥2,000	(¥200)
駐 車 料			()			()
付属施設料			()			()
雑 費			()			()

精算金額： 118,000円

	総額	本体 (消費税)	摘要
契約更新料	¥66,000	¥60,000 (¥6,000)	
敷金の積増額			
賃料精算金額		()	
管理費精算金額		()	
共益費精算金額		()	
駐車料精算金額		()	
付属施設料精算金額		()	
雑費精算金額		()	
保険料	¥19,000	¥19,000 ()	
保証金補填額		()	
契約更新手数料	¥33,000	¥30,000 (¥3,000)	
		()	
		()	
保証料			
合計金額	¥118,000	¥109,000 (¥9,000)	

<契約時に必要な書類>
契約者：認印(シヤチハタ不可) ・更新契約金 ・身分証明書 ・更新申込書 1枚
連帯保証人：保証人承諾書 1枚 ・印鑑証明書 (3ヶ月以内)

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1272

(1/3)

日付	令和 7 年 5 月 13 日	支出額	66,000 円
項目	事務所費	充当額	59,400 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	更新時の積算金として		
備考	事務所契約更新料として		

政務活動費 領収書等貼付用紙

1272

(2/3)

領 収 証

榮 寛美 様
大島ハイツ 101号室

内 訳	摘 要	総 額	うち消費税
	更 新 料	¥66,000	¥6,000
	保証金補填額		

金 額

66,000 円

更新時の精算金として

上記金額正に領収いたしました。
令和 7 年 5 月 13 日

極 者 印

200円

政務活動費 領収書等貼付用紙

〒344-0064
埼玉県春日部市南四丁目26-4
大島ハイツ 101号室
柴 寛美 様

令和7年05月03日

株式会社サンハウジング
〒344-0021 埼玉県春日部市大場1057番地1
TEL:048-739-1235 FAX:048-739-1236

更新案内書

物件名： 大島ハイツ 101号室

No. XXXXXXXXXX

上記物件の賃貸借契約は、来る 令和7年06月01日 を以って期間満了となりますのでご通知いたします。就きましては、引き続きお借り上げ頂くご意向でしたら、お手数ですが、事前にお電話で、更新手続きのご予約をしてからご来社頂きたくお願い申し上げます。
尚、当初の賃貸借契約書は従来通り、解約なさるまで大切に保管下さい。

記

	現行総額	現行本体	(消費税)	更新後総額	更新後本体	(消費税)
敷 金	¥60,000	¥60,000		¥60,000	¥60,000	
賃 料	¥66,000	¥60,000	(¥6,000)	¥66,000	¥60,000	(¥6,000)
管 理 費			()			()
共 益 費	¥2,200	¥2,000	(¥200)	¥2,200	¥2,000	(¥200)
駐 車 料			()			()
付属施設料			()			()
雑 費			()			()

精算金額： 118,000円

	総額	本体 (消費税)	摘要
契約更新料	¥66,000	¥60,000 (¥6,000)	
敷金の積増額			
賃料精算金額		()	
管理費精算金額		()	
共益費精算金額		()	
駐車料精算金額		()	
付属施設料精算金額		()	
雑費精算金額		()	
保険料	¥19,000	¥19,000 ()	
保証金補填額		()	
契約更新手数料	¥33,000	¥30,000 (¥3,000)	
		()	
		()	
保証料			
合計金額	¥118,000	¥109,000 (¥9,000)	

<契約時に必要な書類>

契約者：認印(シヤチハタ不可) ・更新契約金 ・身分証明書 ・更新申込書 1枚
連帯保証人：保証人承諾書 1枚 ・印鑑証明書 (3ヶ月以内)

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1327

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 15 日	支出額	4,840 円
項目	事務所費	充当額	4,356 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	4 月分事業ごみ回収代		
備考	振込手数料 ￥440		

政務活動費 領収書等貼付用紙

1327

(2/2)

領 収 証		NO. _____	
逢澤圭一郎事務所		様 2025 年 5 月 15 日	
¥ 4400 -			
但し 4月分事業費の回収代		上記の金額正に領収いたしました	
内消費税	7400-(10%)	尿 尿 浄 化 槽 維 持 管 理 士	
現 金		三 郷 市 指 定 一 般 廃 棄 物 処 理	
小 切 手		尿 尿 浄 化 槽 清 掃	
		有限会社 根本 清 掃	
		埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目258	
		TEL (048) 955-2466	
		FAX (048) 956-6197	
T9030002049553		収 入 印 紙	
		係	
		●J104953	

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017	[REDACTED]	****
取扱店	お取引日	時刻
57248	07-05-15	15:52
お取引内容	お取引金額 (円)	手数料
振込	¥4,400	¥440
お取引後の残高 (円)		おつり

お取引回数内訳 (12以内) (13以内) (14以内)		印 記
月 日 年		印 記

お取引明細またはご案内

電信

カメラリクツキツ
ミツト
普通 0178856
1) ネットセイソク様
登録番号 0002
アイワ フクイイテロウ セイムカット クワ 様

ご依頼人
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 500008

印紙税申告納

税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*を消してあります。 →

● 吳昌碩 畫

〒341-0044
埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256
TEL: 048-955-2466
FAX: 048-956-6197
振込口座 亀有信用金庫三郷
普通口座 0178856

電話 03-3433-4353

图 1-1-1 图例

報告ありがとうございます。下記の通り謝辞を申し上げます。(7 年 6 月 30 日締切分)

PAGE 1

7 年 6 月 30 日現在分						PAGE 1
収支内訳科目	借入金額	貸付額	差引繰入金額	貸付割当金額	消費残高	令和4年度
B	B	B	B	4,499	499	4,499

年月日	記号	品名	数量	原価	金額
7.13	321	「代理店」から4月分		4,000	4,000
		「通関」より「委託」			4,000
		【計】			4,000
		外税額	4,000		400
		【御買上額合計】			4,400
		内消費税等	4,400		400
		【御入金額合計】			
		前御買上額（税抜）			4,000
		前引・前品（税抜）			0
		前御買上額（税抜）			4,000

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1407

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 19 日	支出額	70,440 円
項目	事務所費	充当額	63,396 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃（6 月分）送金料を含む		
備考			

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
07-05-19	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N015	*70,000	
	残高	
送金料金 *440円		
振込予定日 07-05-19		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

整理番号 37-2

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額70,000円とする。甲は、借用月の前月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。ただし、令和7年4月分については、同月末日までに支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

令和7年3月25日

（甲）埼玉県入間郡越生町上谷450番地

武内 政文 

（乙）


別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

1408

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 19 日	支出額	4,220 円
項目	事務所費	充当額	3,798 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所来客用駐車場賃借料（6 月分）送金料を含む		
備考			

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
07-05-19	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N020	*4,000	
	残高	
送金料金 *220円		
振込予定日 07-05-19		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

整理番号 32-2

駐車場 賃貸借契約書

貸主 [] (以下、「甲」という。)と借主 武内政文 (以下「乙」という。)は、下記(1)に表示する駐車場の使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	入間郡越生町大字越生字榎田 389番7 入間郡越生町大字越生字北外張 810番2		
	名 称	町田駐車場	指定場所	

(2) 駐車車両

車種・車名形式	ホンダ フリード	登録番号	[]
---------	----------	------	-----

(3) 契約期間

契約期間	2025年 4月 1日 から 2026年 3月31日 までの 1 年間
------	-------------------------------------

(4) 賃料

賃料（駐車場使用料）		月額 4, 0 0 0 円（消費税含）
支払期限： ①. 毎月末日までに翌月分を支払う。 2. 契約期間分を契約期間開始日までに一括して支払う。		
支払方法	1. 口座振替	 ※振込手数料は、借主負担とする。
	②. 振込	
	3. 持参	持参先：

(5) 貸主及び管理者

貸主	氏名	[]
	住所	〒 []
管理者	商号又は名称	宮田精一事務所 代表者 宮田精一
	所在地	〒350-0416 入間郡越生町大字越生字908番地15 電話 049-292-3405

※その他貸主及び管理者に関する事項

貸主代理人	氏名	[]
	住所	〒 []

整理番号 32-3

(6) 更新等に関する事項

新規及び更新契約料は、新賃料の1ヶ月分を支払うものとする。

(7) 特約条項

駐車場保管証明書を発行する場合は、賃料の1ヶ月分を手数料として支払うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2025年3月1日

甲（貸主）	氏 名	代理人		電 話	
	住 所				
乙（借主）	氏 名 (商号及び 代表者)	武内 政文		電 話	
	住 所	入間郡越生町大字上谷450番地			
緊急連絡先	氏 名	武内 政文		電 話	
	住 所	入間郡越生町大字上谷450番地			

宅地建物 取引業者	商号（名称）	宮田精一事務所	代表者	宮田精一
	事務所所在地	入間郡越生町大字越生908番地15	電話	049-292-3405
	免許証番号	埼玉県知事（第）第23444号		
宅地建物 取引士	氏 名		登録番号	
	業務に従事する事務所	入間郡越生町大字越生908番地15		